



第91号

2015年
(平成27年5月)

ほっしんちば ひがし



千葉市中央区亥鼻公園「いのはな亭」

平成28年度税制改正に向けて	2
源泉部会総会	3
税務Information	4, 5
租税教室の活動	6
新春講演会・賀詞交歓会・新会員交流会	7

目次

理事会報告・新部会長のご紹介	8
税務署からのお知らせ	9
海外視察	10, 11
支部連合視察研修・部会報告・イータ君	12
研修・説明会等のご案内	14

公益社団法人 千葉東法人会

ホームページの「会員紹介コーナー」登録(無料)受付中！
<http://www.chibahojin.jp/> E-mail mail@chibahojin.jp



税のシンボルマーク

この社会
あなたの税が
いきている

平成28年度税制改正に向けて

平成28年度税制改正に関する法人会の提言活動が開始され、2月17日（火）には「全法連平成27年税制セミナー」が、東京都新宿区のハイアットリージェンシー東京で、全国各地の法人会から税制委員ら約500人が参加し開催されました。千葉東法人会からは式田税制委員長をはじめ、5名の税制委員が出席いたしました。

セミナーでは第1講座で財務省大臣官房審議官 藤井健志氏が、「平成27年度税制改正について」と題し、平成27年度税制改正の基本的考え方の解説をされ、第2講座では一橋大学大学院・経済学研究科の田近教授が「税制改革によって経済に好循環を」と題し講演を行いました。

平成27年度税制改正では、現下の経済状況等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、①成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置、②地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置等が講じられました。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日に延期されました。



こうした状況を踏まえ、全法連では平成28年度税制改正に関する提言のとりまとめに関し、全国の単位会の役員、会員に対しアンケート調査を実施しており、千葉東法人会では、3月に税制委員、理事、部会役員を対象としてアンケートを実施、この集計結果等を踏まえて、5月18日開催予定の税制委員会で討議を行い「千葉東法人会平成28年度税制改正要望事項」を県法連、全法連に提言予定です。

平成27年全法連税制セミナーに参加して

小仲台第二支部長 安川 護 (尙マイケン)

千葉東法人会の税制委員になり6回目の税制セミナーに参加しました。

全国の法人会から約500名が参加し、セミナーでは財務省大臣官房審議官による「平成27年度税制改正について」の説明と、「税制改革によって経済に好循環を」と題した、一橋大学大学院・特任教授 田近 栄治氏による講演を拝聴しました。

27年度の国の歳入は所得税と消費税の伸びで国債発行額は36.8兆円と前年比約4兆円の減となっています。しかし96.3兆円の予算の内国債は償還費と利払費で23.4兆円（約25%）の支出で相変わらず厳しい予算です。

27年度の税制改正の中で法人税率の見直しは実行税率2.51%の減税です。外形標準課税は所得割が1%の減税ですが資本割と付加価値割は増税となるので、事業規模により赤字の企業は税負担が増える事があります。

田近教授の講演は財政の健全化、企業収益内部留保の社会還元及び税負担、社会保障費の見直し等、日銀が金融緩和による時間稼ぎをしている間に、将来世代の為に企業も個人も財政、経済、税負担を真剣に考える時ですよという話が印象的でした。

法人会は適正な申告納税を目指す法人が会員となって毎年国に対し税制の改正を要望しています。そして一定の成果を収めています。

しかし企業人として税制に甘えるのではなく安定した企業収益を確保して国民の為に租税負担の公平性の確保や適性課税の実現を目指し、積極的に社会還元と税金を納め、安心安全な国づくりと将来世代の為に努力して行く必要性を感じたセミナーでした。

今後の法人会会員企業の発展とその企業を支える経営者と社員の皆様の健康とご多幸を祈念しています。



セミナー参加税制委員 安川委員（左より二人目）

源泉部会第41回定時総会・研修会



平成27年4月16日（木）オークラ千葉ホテルにて、源泉部会第41回定時総会と第411回研修会（「源泉所得税のチェックポイント」とマイナンバー制度について）が開催されました。

総会では、平成26年度 源泉部会研修会7回以上（10回開催）出席法人に対し修了証書と記念品の授与が行われ、報告、審議事項で平成26年度事業報告、平成27年度事業計画案、役員改選案が、原案通り承認されました。

なお、源泉部会研修会では千葉東税務署の担当官を講師に源泉徴収実務担当者を対象とした税務研修会を毎月実施、また、広く一般を対象に毎年年末調整や確

定申告の仕方についての説明会を開催しており、平成26年10月に開催した年末調整等説明会には58社98名が参加されました。

開催日	研修テーマ
H26. 4.10	源泉所得税のチェックポイント
H26. 5.13	地方税関係の取り扱い (個人住民税と特別徴収について)
H26. 6.17	非居住者・外国法人と源泉所得税
H26. 7.15	特別研修会 (東京消防庁本所都民防災センター 本所防災館、東京都江戸東京博物館)
H26. 8.26	非課税給与・現物給与の取り扱い
H26. 9.17	報酬・料金と源泉所得税
H26.10.28	年末調整のしかたについて
H26.11.19	年末調整Q&A
H27. 1.13	給与所得と確定申告
H27. 2.17	退職所得と源泉所得税

平成26年度 源泉部会研修会7回以上出席法人

(開催回数10回、順不同)

- 株式会社 イウォレ京成
- 株式会社 京葉銀行
- 京葉臨海鉄道 株式会社
- シーデーシー情報システム 株式会社
- 新東日本製糖 株式会社
- 株式会社 千葉銀行
- 千葉県住宅供給公社
- 千葉県酒類販売 株式会社
- 一般財団法人 千葉県まちづくり公社
- 千葉信用金庫
- 株式会社 千葉ステーションビル
- 千葉製粉 株式会社
- 千葉トヨタ自動車 株式会社
- 公益財団法人 千葉市スポーツ振興財団
- 東日本旅客鉄道 株式会社 千葉支社
- 古谷乳業 株式会社
- 株式会社 ペリエビルサービス

以上 17社

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 還付がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

地方法人税が創設されました

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法（平成26年法律第11号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としています（次頁参照）ので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税の概要

（1）課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

（2）課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\begin{array}{lcl} \text{課税標準法人税額} & = & \text{別表一（一）「4」欄} + \text{別表一（一）「5」欄} + \text{別表一（一）「7」欄} \\ & & + \text{別表一（一）「9」欄} + \text{別表一（一）「10の外書」欄} \end{array}$$

（3）税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

（4）確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

（注1）法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成22年9月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

（注2）法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

（5）中間申告

平成27年10月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

地方法人税申告書の様式

- ◎ 法人税申告書別表一（一）から別表一の二（三）までの各様式（以下「別表一（一）等」といいます。）の下部が地方法人税申告書となっています。

なお、別表一（一）等には、それぞれ次葉が設けられていますので、「法人税額」、「地方法人税額」及び「課税留保金額に係る地方法人税額」に記載する金額の計算や所定の項目の記載に当たっては、次葉を使用してください（別表一（一）等及び次葉の様式は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しています。）。

- ◎ 以下は、書面で提出していただく場合の別表一（一）です。

別表一（一） 普通法人等特定の国庫法人を除く一般社団法人等及び人のない団体の分平二十六年・十一年以後開始事業年度等分

青色申告 一連番号

納税地 事業年度 申告書

法人名 代表者 住所

事業年度分の法人税 申告書

課税留保金額に係る地方法人税額 申告書

この申告書による法人税額の計算

法人税額の計算

地方法人税額の計算

平二十六年・十一年以後開始事業年度等分

(注)

(注) 平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、地方法人税確定申告書の提出は不要です。法人税の申告の際は「平成26年4月1日以後終了事業年度分」の別表一（一）等をご使用ください。



平成26年度租税教室の活動



平成26年度も千葉東税務署管内の千城台東小、都賀の台小、高洲第四小にて当会青年部会員が講師となり、児童の皆さんに「税」の大切さを理解してもらう租税教室（出前授業）を行いました。

この租税教室は税務署や市役所さらには税理士会や税務関係団体が講師を派遣して開催しているものですが、当会青年部会では独自の寸劇形式で商店主や税務署長、小学生に扮し、「主な税金の種類としくみ」「なぜ税金は必要なのか」について学んでいただきました。

授業後のアンケートでは多くの児童から「税金は必要ないと思っていたが今日の租税教室でわかりやすく税金のことを教えてもらって、税金があるから私達が安全に生活できるということがわかった」という感想が寄せられました。



千城台東小学校 26年12月2日（火）



「ジャンケンポン」で税金クイズ



都賀の台小学校 27年1月16日（金）



「パー」が正解です



高洲第四小学校 27年2月6日（金）



消費税をいただきました

千城台東小学校 担当講師

キャツプ 時松 克史 (有)季織苑
高橋 千草 ちぐさ経営法務事務所
鎌形 俊裕 (株)スポットライフ

都賀の台小学校 担当講師

キャツプ 小川 智之 (有)東葉企業
奥山 栄臣 (株)奥山
篠田 真 (有)アシストハウス

高洲第四小学校 担当講師

キャツプ 桑田 忠行 桑田不動産(株)
土谷 孝道 (株)ブランド東葉
伊藤 芳範 いとう土地家屋調査士

平成27年「新春講演会」・「賀詞交歓会」

平成27年1月21日（水）、千葉東法人会と千葉東間税会共催による恒例の「新春講演会&新年賀詞交歓会」を京成ホテルミラマーレで開催しました。第一部「新春講演会」では慶應義塾大学名誉教授 池井優氏をお招きして『ヤンキースはなぜ田中投手に161億円もの大金を払えるのか〜大リーグと日本プロ野球の経営戦略』と題して講演いただきました。日・米両国の野球界の歴史や現状等、様々な興味深いエピソードを交えたご講演に、会場を埋めた会員企業と一般聴講希望者あわせて200名を超える参加者は終始熱心に耳を傾けていました。



講師 慶應義塾大学名誉教授 池井 優 氏



会員目標達成支部連合代表
初山第三支部連合長



第二部「賀詞交歓会」では千葉東税務署後藤署長、熊谷千葉市長をはじめ、たくさんの方々のご隣席をいただき、両会長の挨拶につづいて平成26年度納税表彰や会員目標達成支部連合・支部・部会の披露がおこなわれ、式典後は新しい年のスタートを祝う参加者同士の交流会が盛況裡に開催されました。

平成26年度新会員交流会開催

サッカー解説者セルジオ越後氏



セルジオ越後氏を囲んで女性部会員



千葉東法人会では研修会やセミナー等各種事業を通じて会員相互の交流・人脈づくりの活発化に取り組んでいますが、その一環として3月4日（水）、平成25・26年度入会法人を対象として、本部支部役員も加わった交流会を京成ホテルミラマーレで開催しました。

第一部「公開講座」ではサッカー解説者セルジオ越後氏に「日本のサッカーからみる組織マネジメント」と題してご講演いただいた後、第二部の「交流会(名刺交換会)」では、新会員を囲んで熱気に満ちた交流が会場一杯に繰り広げられました。

新会員の皆様（平成25・26年度入会法人）



本部役員の皆様



平成26年度第3回理事会報告

平成27年3月20日（金）16時よりホテルポートプラザちばにおいて、理事39名、監事2名が出席し本年度最後の理事会が開催されました。会議では下記の5つの議題が上程され全議案とも全会一致で承認されました。

新しい公益法人制度では新年度の事業計画及び収支予算は翌事業年度開始前日までに理事会で決定し、これを所管行政庁である千葉県に届け出ることになっており、これによって平成27年度の事業活動がスタートしました。新規事業として女性部会主管で「税に関する絵はがきコンクール」の実施に着手する他、今後も各種公益目的事業や会員支援事業に積極的に取り組む予定です。

理事会終了後は千葉東税務署大戸副署長をはじめご来賓の皆様にもご参加いただき交流会を開催いたしました。

理事会議題

1. 会務報告
2. 平成27年度事業計画案及び収支予算案について
3. 資金調達及び設備投資の見込みについて
4. 規程の一部改定について
5. 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について



新部会長のご紹介



女性部会長 平山 道子 Kudoカンパニー㈱

このたびの役員改選におきまして女性部会長に就任致しましたKudoカンパニー株式会社の平山道子でございます。千葉東法人会女性部会は昨年創設30周年を迎えました。歴代部会長はじめ諸先輩方のご指導の下に築かれてきたこの会を、次世代の方々へ繋いでいくとても重大な任務に不安もありますが、5つの事業活動（親子三代夏祭り千葉踊り・献血社会奉仕・租税教室・研修旅行・総務）を分担する担当副部会長はもとより、役員の皆様としっかりと手を携え取り組んで参りたいと存じます。今年度は租税教育活動の「税に関する絵はがきコンクール」も実施されます。"継続は力なり"と申します。一人一人の小さな力を積み重ねて次代へ事業活動を継承し、より一層の経営活動・異業種交流の場を広げて頂きたいと願いますとともに、楽しい魅力ある会にしていきたいと思っております。気負わず頑張ってお参りますので、どうぞ2年間ご支援ご協力宜しくお願い申し上げます。



青年部会長 山本 剛 (株)センエー

今年度より青年部会長を務めることとなりました、株式会社センエーの山本剛です。青年部会の活動に携わり16年が経ちました。この間、幽霊会員だった時期もありましたが、多くの先輩方と部会の活動を共にしたことにより部会活動の有意義さと、公益目的活動の重要性を感じてまいりました。

平成22年度から始まりました、青年部会の活動の核であります租税教育活動では、初年度に「千葉の親子三代夏祭り屋台村こども店長」の実行委員長として携わらせていただきましたが、今では多方面から注目をいただく活動として受け継がれております。また、地元小学校を訪問しての「租税教室」で、自分の子供の前で教壇に立たせていただいた経験は、今でも印象深く残っております。

このように公益部門の重要な仕事を任せられている青年部会の長としての重責を感じながらも、多くの会員の皆様にご協力いただき、真面目で明るく楽しい、参加するといいい事がある部会運営に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

平成 27 年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成 27 年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇ 受 験 資 格

- ① 平成 27 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 28 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間

※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

- ① インターネットによる申込書のダウンロード

平成 27 年 5 月 11 日（月）～7 月 1 日（水）

【インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html> からダウンロードすることができる。】

- ② 郵送・持参申込用

平成 27 年 5 月 11 日（月）～6 月 24 日（水）（土・日曜日は除く。）

◇ 申込書受付期間

- ① インターネット

平成 27 年 6 月 22 日（月）～7 月 1 日（水）

【インターネット申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

- ② 郵送又は持参

平成 27 年 6 月 22 日（月）～6 月 24 日（水）

◇ 受 験 申 込 先

人事院関東事務局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心 1-1

◇ 試 験 日

- ① 第 1 次試験 平成 27 年 9 月 6 日（日）

- ② 第 2 次試験 平成 27 年 10 月 14 日（水）～10 月 23 日（金）のうち、指定する日

詳細については、お気軽に千葉東税務署・総務課（TEL 043-225-6811 内線 202）までお尋ねください。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成 27 年 10 月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となりますが、所得税及び復興特別所得税については平成 28 年分の申告書から、法人税については平成 28 年 1 月以降に開始する事業年度に係る申告書から、「給与所得の源泉徴収票」や「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等、猶予規定が設けられていない法定調書については平成 28 年 1 月以降の金銭の支払等に係るものから、申請書・届出書については、平成 28 年 1 月 1 日以降に提出するものから、個人番号・法人番号を記載していただくこととなっております。

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

◇ 社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）

0570-20-0178 （マイナンバー）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

平日 9 時 30 分～17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く）



（マイナちゃん）

海外視察研修（ベトナム・ダナン）

平成27年2月11日(水)～15日(日)



2月11日(水)、立春を過ぎたとはいえまだ厚手のコートが手放せない寒さが続く中、成田空港第一ターミナル北ウイングの特別待合室で結団式に臨んだ一行は、定刻の10時、エキゾチックなベトナムの民族衣装アオザイの制服を身に着けたキャビンクルーに迎えられ、尾翼のゴールデンロータスのロゴマークが印象的なベトナム航空311便に搭乗、成田を飛び立ちました。

ベトナム（正式名称：ベトナム社会主義共和国）は南シナ海に沿って南北に長く伸びる国土を有しており、北部に位置する首都ハノイや南部のホーチミン（旧サイゴン）はよく知られていますが、今回の視察の目的地ダナンは国の中部に位置し、ハノイやホーチミンとは異なる趣のあるエリアということで、周辺の国々には度々訪れていましたが、初めての異国の地へ思いを馳せながら、空路約6時間（時差2時間）のフライトで中継地のハノイ空港に到着、さらに国内線に乗り継ぎダナン国際空港に到着したのは現地時間で午後6時30分でした。空港ビルの外には夕闇が迫っていましたが、当地はそろそろ乾季に入り、気温も20℃程度の爽やかさで、一気に真冬の成田から3,900km離れたベトナムの地に降り立ったことを実感しました。

今回の視察の拠点となるのは、空港から車で20分、南シナ海に面する海辺の広大な敷地に立地するハイアットリージェンシーダナンでした。チェックインの際は夜のためわかりませんでした。翌朝目覚めると、正しくオーシャンフロントルームの開放感のある部屋、広々とした芝生とパームツリーの庭、ガーデンプール、その向こうに延々とどこまでも伸びる白い砂浜の素晴らしい風景は感動的で、こうしたリゾートホテルが点在するこ

の地は、彼の国に対するこれまでのイメージを払拭するような新しい姿をみせていました。

ところで、多くの海外からのお客様がリゾートライフを楽しんでいる様子でしたが、欧米人は見るからにリタイアメントのご高齢のご夫婦、一方、中国人と思われる方々は、幼い子供連れの30代とおぼしき若いファミリー層やグループが多いように見受けられたのも興味深いことでした。

さて、2日目は16～17世紀には日本人街があったというホイアンの町を視察、日本人が建造したという来遠橋（日本橋）やご朱印船の絵巻や古伊万里の陶磁器が保存されている海のシルクロード博物館では、はるか昔からの日本とベトナムのつながりを知ることができました。3日目はベトナム最後の王朝・グエン朝の都が置かれたフエを視察、世界遺産カイディン帝廟のバロック建築の壁や天井には、よく見ると約90年前日本から取り寄せたビール瓶の破片がステンドグラスのように飾られ、ここでも日本との縁を感じることができました。

今回の滞在中、様々な現地の料理をごちそうになりましたが、一つ思い出に残るのは2日目のランチで、ホイアンの表通りから狭い路地を入ると、木漏れ日がさす洒落た中庭のあるレストランがありその名も「SECRET GARDEN」。ここでは評判のベトナムコーヒーもいただきましたが、当地では濃いコーヒーと濃厚なコンデンスミルクが特徴で、香草（ちょっと苦手）を効かせたベトナム料理ととてもマッチしていると思いました。

そして、待ちに待ったショッピング！海外に出かけて大きな楽しみは、何と言ってもその国（地）ならではのお土産の買い物ではないでしょうか。ところでベトナムの通貨はドン、1万円はおおよそ



蚕から絹糸を取っています。
(ホイアン国営企業)

かでもシルク製のオーダーメイドのアオザイは色・柄とも目移りするほどの中から生地を選びその場で採寸、仕立て上げたものを翌朝にはホテルに届けてくれるというサービスもあって、女性陣はみなさんお気に入りのアオザイを注文されていました。

今回の視察はハノイやホーチミンとは一味違ったベトナムの中部エリアを巡りましたが、ちょうど2月19日が旧正月（テト元旦）で、そのあと2月24日までテト休みが続くということで、人々は日本の様に家族でお祝いをするのが習わしだということです。その旧正月を前にして、お供え用の人の背丈ほどもある黄菊や金柑の大きな鉢植えが街中いたるところで所狭しと並べられ、また地

元の市場も野菜や果物・肉をはじめとした食品や様々な生活雑貨などが溢れんばかりでした。また道路は（この時期に限らないようですが）バイクや車のクラクションの喧騒、割り込みなど危なげな運転は当たり前といった様で、そのすさまじさに圧倒されました。

3泊5日の短期間でしたが、ベトナムの古い歴史を知り、現在のリゾート開発の一面を目の当りにし、また旧正月を控えた彼の地の人々の生活の一端にも触れることのできた、大変貴重な視察研修となりました。そして今回の視察研修中、つつい好奇心から行く先々で道草をしてしまった私でしたが、旧知の方々、そして初めてお知り合いになれた経営者の方、総勢20名の素敵なお仲間

に恵まれとても楽しく過ごすことが出来ました。ご一緒させて頂いた視察メンバーの皆様に厚く感謝申し上げます。



ダナン市内ドラゴンブリッジ

(女性部会 顧問 奥山 絵美 株奥山)

協同組合 千葉事務・労務センター

☆厚生労働大臣認可労働保険事務組合

労災・雇用保険成立手続き
法人役員の労災保険加入
労災保険料算出及び分割納入

☆中小企業退職金共済制度・小規模企業共済取扱窓口

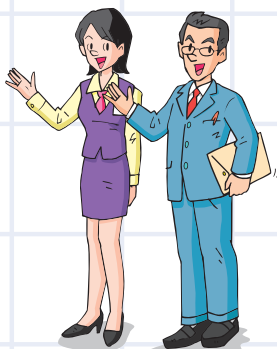
従業員・家族従業員の為の退職金準備
経営者・役員も加入できる退職金・年金準備

☆経理事務代行・決算（税理士）

経理事務伝票整理から記帳代行
月次試算表毎月送付
元帳の作成
確定申告・年末調整等は税理士

☆損害保険の取扱

組合員は団体加入割引
傷害保険－59%割引
自動車－5%割引



併設 みつわ社労士事務所

☆労働社会保険手続きの代行
・社会保険の適用
・労働・社会保険の保険給付に関する請求事務
・社会保険の算定基礎届
・各種給付金、助成金の申請
☆人事労務管理のコンサルティング
・就業規則の作成・変更
・人事・賃金・労働時間の相談
☆年金相談
・年金の加入記録・受給に関する相談
・年金の請求

併設 若葉労災保険推進組合

・建設業の一人親方とその家族従事者のための労災保険加入手続き（特別加入制度）

ご加入いただいている組合員に対して、労働保険事務組合事業を中心に、経営や労務管理の合理化に向けた様々なサービスを提供しています。お気軽にお問い合わせください。

千葉市若葉区みつわ台2-20-18
TEL.043-256-6694 FAX.043-253-6420
URL <http://www.jimuro.or.jp>

第三支部連合バス視察研修

第三支部連合バス視察研修が平成27年2月4日（水）に実施され、初山連合長をはじめ34名が参加しました。当日は車中での税金クイズにはじまり、館山いちご狩り、海鮮バーベキューの昼食、ソムリエハウス酒匠での試飲等、冬の穏やかな一日を有意義に過ごしました。



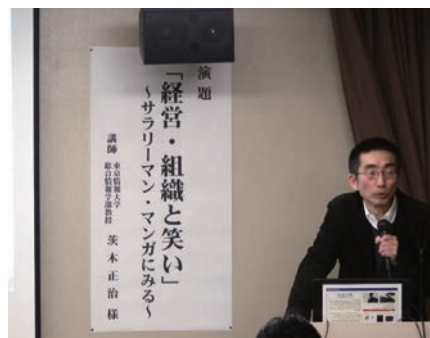
第三支部連合の皆さん



館山いちご狩り

研修部会・青年部会 合同新春講演会

平成27年1月14日（水）バーディホテル千葉で研修部会・青年部会合同新春講演会が開催されました。第一部講演会は茨木正治東京情報大学総合情報学部教授に「経営・組織と笑い」～サラリーマン・マンガにみる～と題してご講演いただき、第二部は40名を超える研修部会員、青年部会員が講師を交えてのなごやかな交流会となりました。



部会合同ゴルフコンペ

平成27年2月25日（水）東急セブンハンドレッドクラブにて、当初10月開催予定で台風にて延期となっていたゴルフコンペを6組24名で開催しました。

なお、部会ゴルフコンペは10月、2月と年2回開催され、10月は研修部会・青年部会合同で開催しております。



「広報活動に助っ人誕生」

当会では広く一般に対し、税の啓発や「e-Tax」の利用推進に取り組んでいますが、この度、国税庁 e-Tax キャラクター「イータ君」（着ぐるみ）を作製し、より活発に広報活動を行ってまいりますのでご期待下さい。

「イータ君」の紹介

国税電子申告・納税システム（e-Tax）のイメージ定着のため、シンプルで親しみやすいオリジナルキャラクターとして平成16年10月1日に誕生しました。名前は、e-Tax をより多くの人に知ってもらうために、e-Tax（イータックス）に由来して「イータ君」と名づけられました。

（国税庁ホームページより）



支部連合・支部役員会

27年度の事業活動、役員改選を控えて支部連合、支部にて役員会が開催されました。

支部名	開催日	会場	支部名	開催日	会場	支部名	開催日	会場
新 港	27. 3.12	六時裏浜包丁	桜 木	27. 3.24	桜木町「橋」	若 松	27. 3.27	千成寿司
都 賀	27. 3.17	長岡屋	みつわ台第一	27. 3.25	波奈本店	問屋町千葉港	27. 3.27	笑 和
第1支部連合	27. 3.24	バーデン・バーデン	貝 塚	27. 3.25	都賀乃寿司	院 内	27. 3.30	つれづれ

定時総会開催のお知らせ（正会員の皆様へ）

下記により、第42回定時総会を開催いたしますのでご出席のほどよろしく申し上げます。尚、ご欠席の場合でも必ず「委任状」を5月21日（木）までにご返信下さるようお願いいたします。

記

1. 日 時 平成27年6月3日（水） 16時～
2. 場 所 京成ホテルミラマーレ 千葉市中央区本千葉町15-1
電話 043-222-2115

3. 議 案 第1号議案 平成26年度事業報告の件
第2号議案 平成26年度決算計算書類承認の件
監査報告
第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

なお、総会終了後、交流会を開催いたします。（賛助会員も参加できます）

研修・説明会等のご案内（平成26年5月～8月）

	5月	6月	7月	8月	備 考
新設法人説明会	—	17日(水)	—	27日(木)	「会社の誕生と税金について」 13:30～16:00 千葉東税務署 5階会議室
決算法人説明会	13日(水)	10日(水)	8日(水)	4日(火)	「決算や申告にあたっての留意事項について」 13:30～16:00 千葉東税務署 5階会議室
税の無料相談日	1日(金) 8日(金) 15日(金) 22日(金)	5日(金) 12日(金) 19日(金) 26日(金)	3日(金) 10日(金)	7日(金) 14日(金)	10:00～16:00 千葉県経営者会館 相談室 あらゆる税の相談に応じております。

※各研修会に関する詳しい内容やお申込につきましては、事務局(241-4170)までお問い合わせください。

＜ 訃 報 ＞

副会長

古 谷 健 一 様

（古谷乳業㈱前代表取締役社長）

平成26年11月28日ご逝去 享年70

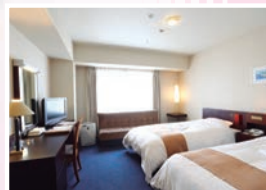


古谷健一氏は、平成10年5月に常任理事に就任、以降、広報委員長や総務委員長を歴任されるとともに、平成13年5月から今日に至るまで副会長を務められ当会の発展にご尽力いただきました。

あらためて、氏の生前の法人会へのご功績並びに各界へのご功績に対しまして感謝申し上げますとともに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



ご宴会、同窓会、結婚式、七五三
様々な機会にぜひご利用ください。



東京ディズニーリゾート
羽田空港

約55分 (専用バス)
60~80分 (空港高速バス)

KEISEI HOTEL
MIRAMARE

約30分 (京成線・京成バス)
約65分 (空港高速バス)

幕張メッセ
成田空港

京成ホテルミラマールは、東京ディズニーリゾート®・グッドネイバーホテルです。

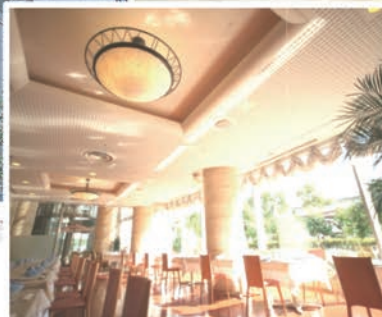


京成ホテルミラマール

☎043-222-2111
千葉市中央区本千葉町15-1 www.miramare.co.jp



ご婚礼・ご宴会・七五三・同窓会など、様々な機会に是非ご利用下さい。



PP ホテルポートプラザちば

千葉市中央区千葉港8-5(千葉みなと駅前) 電話043-247-7211

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

納税資金

天災

借入金

甲斐金

入院

ケガ

病気

退職金

事故



DAIDO 大同生命

千葉支社/千葉市中央区新宿2-5-3
TEL 043-247-8861



AIU 保険会社

千葉支店/千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
(WBGマリブイースト21F) TEL 043-350-3170